

## 第7期 雲南市農業委員会第19回総会議事録

1. 日 時 令和4年1月24日(月) 13:30~14:20

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員(17名)

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫
15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員(2名)

5番 柳原 昌広 6番 高橋美佐子

5. 事務局又は説明者

局長 田部 公利 主査 白築 香 統括主幹 土江 慶彦 主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第130号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第131号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第132号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第133号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第134号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第135号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 傍 聴 0名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第19回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番三島輝昭委員、2番板持斉委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長専決処分の報告（常設審議委員会案件）について</li> <li>・ 合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・ 田畑転換届出の受理について</li> <li>・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・ 会議等の報告事項</li> <li>・ 会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第130号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議第130号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。9ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆。地目は議案書のとおりで面積は合計680㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は日照も悪く不便なため、相当以前より耕作しておらず、雑木類が繁茂し山林原野化してしまったということです。令和4年1月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>土地であるため、非農地と証明して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>それでは、議第130号についての説明をおわります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第130号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第130号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第131号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第131号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。11ページをご覧ください。図面については5ページから掲載しています。</p> <p>今回、非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1番から7番、〇〇町〇〇地区については、地目は田5筆、畑2筆の合計7筆で関係者は1名、合計面積は4,438㎡です。令和3年12月23日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号8番から10番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑3筆で関係者は1名、合計面積は3,513㎡です。令和3年12月22日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。すべての地区の合計は、地目が田5筆、畑5筆の合計10筆、関係者は2名で合計面積は7,951㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などのやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地と判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第131号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第131号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第131号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第132号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第132号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は1件の申請が出ております。議案書13ページをご覧ください。図面資料は10ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の6筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は7,483㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は譲渡人の希望により農地を取得し、耕作、維持管理を行うということです。譲受人は譲渡人の希望により、家や山林、農地等を一気に取得されることになりました。議案書に記載している住所は市外となっておりますが、〇〇町にも家をもっておられ、そこから通って申請地の管理をされるようです。筆数が多いので、初めは小さい畑から耕作をはじめ、他の農地は農作業に慣れるまでは草刈り等の維持管理を行い、いずれは全部の農地を使って野菜作りをしたいとのことです。既に周辺地域の方々と交流を図っておられ、地域の方々の協力のもと、農地を活用していきたいとのことです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはないと見込まれ、下限面積要件も満たしています。また、機械については必要に応じて随時導入していくとのことで、農作業についても地域の方の協力のもとやっけていかれるとのことです。全ての農地について効率的に利用できるものと思われま。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
17番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
17番	<p>17番です。申請番号1番について、聞き取り調査等を行っておりますので説明いたします。譲受人が農地を取得したいというのは、地域の人々と交流を図りながら農作業を行っていききたいということであり、地域の方とも交流を既にしておられると推進委員から聞いています。面積が大きいので、まずはできることからということであり、畑、菜園をやりつつ徐々に広げたいそうです。草刈り等の作業は地元の協力を得ながらやっていくそうです。そのため、地域の方々と交流を図り、色々なイベント等にも参加する意向を持っておられます。農機具については、リースが可能かどうか調べられたそうで、JAではトラクターのリースが可能だということであり、そういったことを含めて機械等を使いながら農業を継続したいそうです。補足は以上ですので、ご審議の程をよろしくお願ひいたしま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>す。</p> <p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員の説明がございましたので、議第132号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>受入世帯の稼働人員は3人中何人ですか。</p>
事務局	<p>申請人、本人のお一人です。</p>
議 長	<p>一人ということですね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
議 長	<p>他に無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第132号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第132号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第133号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第133号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。議案書15ページをご覧ください。図面については15ページから掲載しております。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆。申請面積は合計298㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場及び管理道路で資材置場と山林管理道にされます。転用理由は申請地を譲り受け、リサイクル品の資材置場として利用したい。また、もう一方の申請地は山林の管理道路として利用したいとのことです。この山林管理道路は今回非農地証明申請のあった土地に行くためのものであり、また非農地証明のあった土地は今回転用の譲受人が取得される予定です。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考</p>
議 長	<p>えます。以上報告します。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第133号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第133号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第133号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第134号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第134号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書17ページをご覧ください。今回は設定件数29件。内訳は〇〇町14件、〇〇町2件、〇〇町10件、〇〇町1件、〇〇町2件で、そのうち〇〇町1件、〇〇町1件はしまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸となります。借り受け戸数は23戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。利用権賃借と利用権一括方式の資料に分けておりますので、協議の際にはご注意ください。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願いたいと思います。あの時計で、14時5分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">..... (休憩) .....</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議事参与の制限に該当する申請番号2番と3番を除く案件について、〇〇町より申し上げます。</p>
7 番	<p>はい、7番です。〇〇町は議事参与の案件を除くと全部で12件ございます。新規が2件あり、1番と5番でございしますが、受けられる方には十分な耕作地があり問題が無いと判断いたしました。その他の再設定の案件につきましては、いずれも問題はないと判断いたしましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
9 番	<p>はい、9番です。23ページの15番、16番の2件につきましては、いずれも再設定でございまして、妥当であると判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
13 番	<p>はい、13番です。〇〇町の状況を報告いたします。17番、18番につきましては、再設定であり妥当と思われれます。19番から21番の新規につきましては、耕作される方が相当の実績がある農業者でありますので問題はないと思われれます。26ページの22番、23番は再設定であり問題ないと思われれます。24番につきましては新規であります、認定農業者であり、相当の耕作実績もあることから妥当と思われれます。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
11番	はい、11番です。25番の案件につきましては、再設定であり問題ないと判断いたしましたので、ご審議の程をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
16番	はい、16番です。26番、27番については新規でございますが、昨年、認定農業者になられた方が耕作されるようになっております。問題ないと判断しましたのでご審議の程をお願いいたします。それから、26番については農地の所在が〇〇町となっておりますが、耕作者の家から近いので問題ないと思います。以上でございます。
議 長	はい、ありがとうございます。 ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第134号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号2番と3番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第134号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号2番と3番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。 次に、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。 〇〇町分の申請番号2番と3番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、12番委員には、ご退席願います。 (12番委員 退席)
議 長	それでは、申請番号2番と3番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。
7番	はい、7番です。それでは2番と3番の案件でございますが、再設定と新規のそれぞれ1件で、いずれも耕作される方が農事組合法人であり、妥当と判断いたしましたのでよろしくをお願いいたします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第134号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号2番と3番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第134号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号2番と3

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>国土調 査課</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p> <p>1 2 番委員にはご着席願います。</p> <p>(1 2 番委員 着席)</p> <p>次に、議第135号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを議題とします。国土調査課より説明を求めます。</p> <p>国土調査課の〇〇と申します。よろしく願います。議第135号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを説明します。今回の対象地区は事業計画区域名が〇〇町〇〇地区、〇〇5の1工区について願います。初めに現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明します。現在、地籍調査を実施しているのは、〇〇町と〇〇町の2町にて実施しています。〇〇町の進捗率は約97%、〇〇町については約72%であり、雲南市全体として約95%の進捗率となっています。これは令和3年4月現在の数値となります。また、参考として全国と島根県の進捗状況ですが、全国が52%、島根県も52%となっています。それでは今回お諮りする〇〇5の1工区について説明します。資料の20ページをご覧ください。〇〇5の1工区の実施区域図となります。太線で囲んだ箇所が今回の調査実施区域です。位置的には、東及び北は〇〇1工区に隣接し、西及び南は、調査未実施の〇〇工区に隣接となっています。調査実施面積は0.14km<sup>2</sup>を実施しています。次に議案書の30ページの地目変更一覧表をご覧ください。まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が1筆、畑が2筆、合計3筆でした。調査後についてですが、田から他の地目として調査した内訳です。原野が1筆となっています。次に畑の内訳です。原野が2筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が3筆となっています。調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の地目が変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず、田については調査前の筆数は1筆、面積については0.13haありましたが、調査後につきましては筆数が0筆、面積が0haと変動しています。畑につきましては調査前の筆数は2筆で、面積については0.06haありましたが、調査後につきましては筆数が0筆、面積が0haと変動しています。筆数の変動については、地目変更により変わってきており、面積については、地目変更による筆数の減により面積変動が生じる要因となっています。また調査前の面積は登記簿の面積であり、調査後については現代の測量技術にて現地を実測します。次に議案書の31ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、農地以外の地目についても調査前後の筆数、面積を載せてあります。詳細な説明については割愛させていただきますのでご覧いただきますよう、宜しく願います。以上、簡単ではありますが報告とさせていただきます。</p> <p>ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第135号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>報告することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第135号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (14:20終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_